

議案第 8 号

南丹市駅前駐車場条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 日提出

南丹市長 西村 良平

南丹市駅前駐車場条例

(設置)

第 1 条 鉄道駅を利用する地域住民の利便性の向上と鉄道の利用促進等を図るため、南丹市駅前駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
日吉駅前駐車場	南丹市日吉町保野田市野 6 番地 9
鍼灸大学前駅駐車場	南丹市日吉町保野田岸根 13 番地 1 外
胡麻駅前駐車場	南丹市日吉町胡麻的場 1 番地 6 外

(定義)

第 3 条 駐車場を利用できる車両は、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）第 2 条に規定する普通自動車（以下「自動車」という。）に限る。

(利用許可)

第 4 条 駐車場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 収容台数を超える駐車申請があったとき。
 - (2) 自動車の構造又は規格が駐車場の構造又は設備に適合しないとき。
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車を不相当と認めるとき。
- 3 市長は、第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他の不正な行為により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 駐車料金を3箇月以上滞納したとき。
 - (4) 利用者が第8条に掲げる行為を行ったとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が駐車を不相当と認めるとき。
- (駐車料金)

第5条 利用者は、別表に規定する額に、消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課せられる金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。)を加えた額の駐車料金を納付しなければならない。

(駐車料金の免除)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、駐車料金を免除することができる。

(駐車料金の還付)

第7条 既納の駐車料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(禁止行為)

第8条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の構造又は設備を汚染し、又は損傷すること。
- (3) 利用の権利を他人に貸与し、又は譲渡すること。
- (4) 自動車検査証に記載された有効期間の満了する日を超えて自動車を駐車すること。
- (5) 物品の販売、宣伝、その他営利行為をすること。
- (6) 駐車場内に車両以外のものを置くこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれの

ある行為をすること。

(利用の休止)

第9条 市長は、駐車場の補修その他必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の利用を休止することができる。

(引き取りの請求等)

第10条 市長は、第4条の規定による許可を受けずに自動車を駐車している者、許可の期間の終了後も駐車している者又は第4条第3項に掲げる許可の取消しとなった日以後に自動車を駐車している者（以下「無断駐車者」という。）に対して通知、駐車場における掲示その他の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求することができる。

2 市長は、前項の場合において、無断駐車者が自動車の引き取りを拒むとき若しくは引き取ることができないとき又は無断駐車者を確認することができない時は、当該自動車の自動車検査証に記載された所有者及び使用者（以下「所有者等」という。）に対して通知、駐車場における掲示その他の方法により、市長が指定する日までに当該自動車を引き取ることを請求し、これを引き渡すことができる。

3 市長は、前2項の規定により自動車の引き取りを請求してもなお無断駐車者又は所有者等が当該自動車を引き取らない場合は、当該無断駐車者又は当該自動車の所有者等に通知し、又は駐車場に掲示して、当該自動車を他の場所に移動及び保管することができる。

4 市長は、前項の規定により自動車を移動した場合は、無断駐車者又は当該自動車の所有者等に対して当該自動車の移動及び保管に要した費用を請求することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、駐車場の構造又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 市長は、駐車場において、次の各号のいずれかに該当する損害が生じたときは、その損害を賠償する責めを負わない。

(1) 災害その他不可抗力により生じた損害

(2) 自動車相互の接触、盗難等により生じた損害

(3) 前条に掲げる無断駐車者が駐車する自動車について生じた損害

(4) 前3号に掲げるもののほか、市の責めに帰さない事由により生じた損害

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、駐車場の設置目的を効果的に達成するために必要と認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、駐車場の管理を指定管理者に行わせることができる。

2 駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合の指定の手續等は、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年南丹市条例第238号）の定めるところによる。

3 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

(1) 駅周辺における自動車等の駐車秩序を確立するための業務

(2) 駐車場の使用に関する付随業務（利用の許可、利用料金の徴収、利用の休止及び利用許可の取消し等）

(3) 駐車場の施設及び設備の維持管理（軽微なものに限る。）に関する業務

(4) その他駐車場の管理に関する業務で市長が必要と認める業務

4 指定管理者が行う駐車場の管理基準は、第3条から第11条までに定めるところによる。この場合において、これらの適用については、第4条、第7条、第9条及び第10条中「市長」は「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第13条 駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条の規定にかかわらず、利用者は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入しなければならない。この場合において、第4条から第7条までの規定及び別表中「駐車料金」とあるのは「利用料金」とする。

2 前項の利用料金の額は、あらかじめ市長の承認を得て、第5条に規定する駐車料金の額を超えない範囲において、指定管理者が定めることができる。

3 利用料金は、指定管理者の収入として收受させることができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者又は駐車場の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、駐車場の管理に関し知り得た秘密を他に漏

らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(個人情報の取り扱い)

第 15 条 指定管理者は、駐車場の管理に関し知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)
- 2 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成 18 年南丹市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

現行			改正後（案）		
（設置）			（設置）		
第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。			第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。		
区分	名称	所在地	区分	名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その	(略)	(略)	その	(略)	(略)
他の 施設	鍼灸大学前駅駐 車場	南丹市日吉町保野 田岸根 <u>3番地1</u>	他の 施設	鍼灸大学前駅駐 車場	南丹市日吉町保野 田岸根 <u>13番地1</u> 外
	(略)	(略)		(略)	(略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表（第5条関係）

駐車場	区分	駐車料金
日吉駅前駐車場 胡麻駅前駐車場	一時利用 (1日1回につき)	273円
	1箇月	1,819円 月途中から利用する場合も同額とする。
鍼灸大学前駅駐車場	1箇月	1,819円 月途中から利用する場合も同額とする。